

議案第166号 市道の路線の廃止について

【概要】

下記路線の廃止について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、提案するもの。

廃止する路線 6路線

廃止路線総延長 428.7m

廃止路線総面積 3,066㎡

【市道廃止調書】

NO	図面番号	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	面積 (㎡)	認定年度 (年度)	理由
1	1	A1-67	新田67号線	富田四丁目231番7地先	富田四丁目322番32地先	165.1	1,163	R1	帰属
2	2	D2-94	羽白94号線	羽白字富田10番5地先	羽白字富田10番9地先	40.0	283	R2	寄附
3	3	E14-148	石江富田148号線	富田一丁目80番54地先	富田一丁目80番47地先	76.7	528	H27	帰属
4	4	L8-65	小柳65号線	小柳字鴨泊44番11地先	小柳字鴨泊44番14地先	59.3	311	S61	寄附
5	5	1267	若松8号線	浪岡字若松92番9地先	浪岡字若松92番11地先	50.0	563	H20	寄附
6	6	2200	山下7号線	吉内字山下212番5地先	吉内字山下212番6地先	37.6	218	H27	その他
合 計			6路線			428.7	3,066		

●内訳

寄附	3
帰属	2
その他	1

※理由

寄 附：道路の寄附による路線延長のため一旦廃止
帰 属：開発行為に伴う道路の帰属による路線延長のため一旦廃止
その他：現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を新たに認定するために一旦廃止